防犯カメラ管理運用規程

（目的）

第１条　不審者や街頭犯罪等の抑止を図ることを目的として設置する　　　　　防犯カメラ（以下「防犯カメラ」という。）について、目的に則し、プライバシーの保護に配慮した適正な管理及び運用に関する事項を定める。

（設置場所及び撮影範囲）

第２条　防犯カメラは　　台設置し、設置場所及び撮影範囲は別図のとおりとする。

（設置者）

第３条　防犯カメラの設置者は、　　　　　　　　とする。

（管理及び運用）

第４条　防犯カメラの設置者は、その管理及び運用について、次の各号に掲げる事項を遵守する。

　⑴　プライバシーの保護に配慮した管理及び運用を行う。

　⑵　保守点検等により適切な維持管理を行う。

　⑶　管理運用責任者及び操作取扱者を指定する。

　⑷　撮影された画像（以下「画像」という。）及び画像を収録した記録媒体（以下「記録媒体」と　いう。）の適正な管理を行うとともに、外部への漏えい等を防止するための所要の対策を講ずる。

　⑸　設置、管理及び運用において事故があった際は、速やかに対応、処理する。

　⑹　設置場所の所有者等の事情により、移設等の必要が生じた場合は、設置時における所有者等との合意事項に基づき適切に対応する。

（管理運用責任者及び操作取扱者の責務）

第５条　管理運用責任者は、防犯カメラ、画像及び記録媒体の適正な管理及び運用を行わなければならない。

　　２　管理運用責任者は、　　　　　　とする。

　　３　操作取扱者は、管理運用責任者の指揮監督の下以外で、防犯カメラの操作及び画像の視聴を行ってはならない。

　　４　操作取扱者は、　　　　　　とする。

　　５　防犯カメラの操作及び画像の視聴は、管理運用責任者及び操作取扱者（以下「管理運用責任者等」という。）以外の者が行うことはできない。ただし、管理運用責任者の了解を得た場合はこの限りではない。

（画像の取扱い）

第６条　画像及び記録媒体の管理は、次の各号による。

　⑴　画像の保存期間は、　　日間とする。

　⑵　保存期間を経過した画像は、速やかに消去する。

　⑶　画像及び記録媒体の取扱いは、管理運用責任者等以外の者は行わない。

（秘密の保持）

第７条　設置者及び管理運用責任者等（以下「設置者等」という。）は、画像及び画像から知り得た個人に関する情報をむやみに他に漏らし、又は不当な目的のために使用してはならない。このことは設置者等でなくなった後においても同様とする。

（画像提供の制限）

第８条　次の各号のいずれかに該当し、かつ、管理運用責任者が提供の必要性を十分に考慮して適当と認めた場合を除き、第三者への画像提供は行わない。

　⑴　法令に基づく照会があった場合

　⑵　個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急の必要がある場合

　⑶　捜査機関から犯罪捜査利用目的のために、提供を求められた場合

　⑷　本人の同意がある場合又は本人へ提供する場合

　　２　画像を提供した場合は、次の各号に定める事項を記録保存する。

　⑴　提供日時

　⑵　利用目的

　⑶　提供先

　⑷　提供する画像の内容

（問い合せ等の対応）

第９条　管理運用責任者は、本人又は住民等から防犯カメラに関する問い合せや苦情を受けたときは、その内容が設置目的や管理運用規程に照らして適正かどうか判断し、適切かつ迅速に対応する。

　附　則

　この規定は、令和　　年　　月　　日から施行する。